

令和6年度三田市立学校教科用図書採択の基本方針

(前文)

教科用図書は、教育課程の構成に応じて教育内容が組織配列された教科の主たる教材として、学校において使用が義務付けられており、学校教育において極めて重要な役割を果たしている。したがって、本市学校教育の一層の充実に資する適切な教科用図書を採択することが重要である。

よって、三田市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）は、教育基本法、学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等、関係法令の規定に基づき、三田市立小学校及び中学校並びにひまわり特別支援学校小学部及び中学部（以下「義務教育諸学校」という。）、三田市立ひまわり特別支援学校高等部（以下「特別支援学校高等部」という。）で使用する教科用図書の採択を適正に行うため、次のとおり令和6年度三田市立学校教科用図書採択の基本方針を定める。

1 義務教育諸学校教科用図書の採択について

- (1) 義務教育諸学校において使用する教科用図書については、教育基本法、学校教育法、学習指導要領、第3期三田市教育振興基本計画の趣旨を踏まえ、本市の児童生徒の実態を考慮したものを市教育委員会が市内同一のものを採択する。
- (2) 小学校教科用図書については、令和6年度と同一の教科書を採択する。（*無償措置法施行令第15条第1項の規定により、令和5年度に採択した教科用図書を令和9年度まで継続使用する。）
- (3) 中学校教科用図書については、令和7年度に使用する教科用図書を採択する。（*無償措置法施行令第15条第1項の規定により、令和6年度に採択した教科用図書を令和10年度まで継続使用する。）
- (4) 三田市立ひまわり特別支援学校小・中学部及び特別支援学級の教科用図書については、検定教科書(下学年用等)、文部科学省著作教科書を使用する方向で検討し、児童生徒の実態に応じて、学校教育法附則第9条第1項の規定による「一般図書（特別支援学校・学級用）」（以下「一般図書」という。）を採択する。

2 特別支援学校高等部教科用図書の採択について

- (1) 特別支援学校高等部については生徒の実情に応じて学校独自のものを自校において選定し、市教育委員会が採択する。
- (2) 特別支援学校高等部において使用する教科用図書は、検定教科書及び著作教科書、または、特別な教育課程による場合において、検定教科書及び著作教科書がない場合は、他の適切な教科用図書（以下「準教科書」という。）とする。
- (3) 特別支援学校高等部における教科用図書採択のために、校内に三田市立特別支援学校高等部教科用図書選定委員会（以下、「選定委員会」という）を設置する。
- (4) 選定委員会規約については別に定める。

3 採択の基本原則

- (1) 公正かつ適正な手続き
文部科学省や兵庫県教育委員会の通知に基づき、採択権者である市教育委員会の権限と責任のもと、公正確保を一層徹底するとともに、適正な手続きによって採択を行う。
- (2) 教科用図書の調査研究
教科書目録に掲載されたすべての教科用図書の内容について、各教科等について設定した観点に基づいて十分に調査研究を行う。
- (3) 静ひつな採択環境の確保
教科用図書の採択が、公正かつ適正に行われるために、様々な働きかけにより円滑な採択事務に支障をきたすことのないよう、静ひつな採択環境を確保する。
- (4) 開かれた採択の実施
基本方針をあらかじめ公表するとともに、採択に関する情報を、採択終了後に積極的に公開するなど、開かれた採択に努める。

4 採択の観点

教科用図書の採択にあたっては、三田市がめざす子ども像の実現を目指して、主に次の観点から検討し、最も適切と思われるものを採択する。

- (1) 教育基本法、学校教育法、学習指導要領の趣旨を踏まえ、各教科の目標の実現や指導内容の充実に適したものであること。
- (2) 教科用図書として、内容の組織配列、分量等が適切であり、文章、用語、挿絵、地図、図表、写真等の表現が、子どもにとって親しみやすく、見やすく、使いやすいように創意工夫がなされていること。また、タブレット端末や大型モニタを使用した学習に対応する工夫があること。
- (3) 一人一人の子どもの学力向上に向け、基礎的・基本的な知識・技能の習得とその活用を目指した学習活動の充実に寄与するものであること。
- (4) 子どもの身近な生活につながる視点が考慮されていること。
- (5) 基本的人権の尊重の視点に立ち、公共の精神を尊ぶとともに、子どもの道徳的実践力を培うものであること。
- (6) 我が国の伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、民主的な社会の実現と国際社会の平和と発展に貢献できる素地を養えるものであること。
- (7) 教科書採択は紙の教科書を決定する行為であり、調査・検討の対象は紙の教科書を基本とする。なお、令和6年度以降、英語の学習者用デジタル教科書が紙の教科書と併せて提供されることから、英語の採択については、英語のデジタル教科書も調査し、考慮の一事項とすること。
- (8) 特別支援学級及び特別支援学校において使用する教科用図書は、各教科の指導計画、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」に基づき、一人一人の実態に応じた指導を行うために、適切な内容であること。

5 採択の流れ

(1) 義務教育諸学校

- ① 市教育委員会は、三田市附属機関の設置に関する条例に基づき設置される三田市教科用図書選定委員会(以下「委員会」という。)に対し、今年度採択する教科用図書の取扱いに関し、基本方針に基づいて、具体的な協議を諮問する。
- ② 委員会は、三田市教科用図書選定委員会調査員会(以下「調査員会」という。)に対し、教科書目録に掲載されたすべての教科用図書の内容に関し、各教科等において設定した観点に基づいて、調査研究を依頼する。
- ③ 調査員会は、委員会に対し、教科用図書を調査研究した結果について報告する。
- ④ 委員会は、調査員会において調査研究された報告を受け、義務教育諸学校で使用するにあたりふさわしい教科用図書をとりまとめ、市教育委員会に答申する。
- ⑤ 市教育委員会は、委員会答申を受けて、その権限と責任において慎重に審議し、公正かつ適正に、教科用図書の採択を行う。

(2) 特別支援学校高等部

- ① 特別支援学校高等部に、校長を委員長とする選定委員会を設ける。市教育委員会は、特別支援学校高等部で使用する教科用図書について、選定委員会に基本方針に基づいて協議及び選定を依頼する。
- ② 選定委員会は、教科書目録に掲載されたすべての教科用図書の内容に関し、各教科において設定した観点に基づいて調査研究し、その結果について委員長に報告する。
- ③ 委員長は、選定委員会の調査研究をもとにして、特別支援学校高等部で使用するにあたりふさわしい教科用図書をとりまとめ、市教育委員会に申請する。
- ④ 市教育委員会は、学校からの申請に基づき採択する。

6 その他

基本方針で定めのない事項については、必要に応じて、市教育委員会にて審議し定めるものとする。